

地方分権改革の最近の動きについて

地方分権改革のこれまでの経緯

内閣	主な経緯	
宮澤内閣 (H3. 11～H5. 8)	H5. 6 地方分権の推進に関する決議(衆参両院)	第一次分権改革
細川内閣 (H5. 8～H6. 4)	H5. 10 臨時行政改革推進審議会(第3次行革審)最終答申 H6. 2 今後における行政改革の推進方策について(閣議決定)	
羽田内閣 (H6. 4～H6. 6)	H6. 5 行政改革推進本部地方分権部会発足	
村山内閣 (H6. 6～H8. 1)	H6. 9 地方分権の推進に関する意見書(地方六団体) H6. 12 地方分権の推進に関する大綱方針(閣議決定) H7. 5 地方分権推進法成立 H7. 7 地方分権推進委員会発足(委員長:諸井虔)(→ H13. 7解散) <small>※ H8. 3 中間報告 H8. 12 第1次勧告 H9. 7 第2次勧告 H9. 9 第3次勧告 H9. 10 第4次勧告 H10. 11 第5次勧告 H13. 6 最終報告</small>	
橋本内閣 (H8. 1～H10. 7)	H10. 5 地方分権推進計画(閣議決定)	
小渕内閣 (H10. 7～H12. 4)	H11. 7 地方分権一括法成立 機関委任事務制度の廃止、国の関与の新しいルールの確立等	
森内閣 (H12. 4～H13. 4)		
小泉内閣 (H13. 4～H18. 9)	H13. 7 地方分権改革推進会議発足(議長:西室泰三)(→ H16. 7解散) ※H15. 6三位一体の改革についての意見 H14 ~17. 6 骨太の方針(閣議決定)(毎年) 国庫補助負担金改革 税源移譲 地方交付税改革 } 三位一体改革 17. 11 政府・与党合意	
	H18. 6 地方分権の推進に関する意見書(地方六団体) H18. 7 骨太の方針(閣議決定)	第二次分権改革
安倍内閣 (H18. 9～H19. 9) <small>(第1次)</small>	H18. 12 地方分権改革推進法成立 H19. 4 地方分権改革推進委員会発足(委員長:丹羽宇一郎)(→ H22. 3解散) <small>※ H19. 5 地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方 H20. 5 第1次勧告 H20. 12 第2次勧告 H21. 10 第3次勧告 H21. 11 第4次勧告</small>	
福田内閣 (H19. 9～H20. 9)		
麻生内閣 (H20. 9～H21. 9)		
鳩山内閣 (H21. 9～H22. 6)	H21. 12 地方分権改革推進計画(閣議決定)	
菅内閣 (H22. 6～H23. 9)	H23. 4 第1次一括法、国と地方の協議の場法等成立 H23. 8 第2次一括法成立	
野田内閣 (H23. 9～H24. 12)		
安倍内閣 (H24. 12～) <small>(第2次)</small>	H25. 3 地方分権改革推進本部発足(本部長:内閣総理大臣) H25. 4 地方分権改革有識者会議発足(座長:神野直彦) H25. 6 第3次一括法成立 H25. 12 事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(閣議決定) H26. 5 第4次一括法成立	
	義務付け・枠付けの見直し 事務・権限の移譲(国から 地方、都道府県から市町村) など	

地方分権改革のこれまでの成果

第1次地方分権改革

地方分権一括法の概要(H11.7成立、H12.4施行 475本の法律を一括して改正)等

- 機関委任事務制度 (知事や市町村長を国の機関と構成して国の事務を処理させる仕組み) の廃止と事務の再構成
- 国の関与の新しいルールの創設 (国の関与の法定化等)
- 権限移譲 例：農地転用(2～4ha)の許可権限(国→都道府県)

等

第2次地方分権改革

項目	成果
地方に対する規制緩和 (義務付け・枠付けの見直し)	見直すべきとされた1,316条項に対し、975条項を見直し(74%)※
国から地方への事務・権限の移譲等	検討対象とされた96事項に対し、66事項を見直し(69%)※
都道府県から市町村への 事務・権限の移譲等	検討対象とされた169事項に対し、113事項を見直し(67%)※
国と地方の協議の場の法制化	国と地方の協議の場に関する法律の成立(H23.4)

※第1次一括法から第4次一括法等により対処

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）の概要

平成26年6月
内閣府地方分権改革推進室

平成26年5月28日成立
平成26年6月4日公布

1. 第4次一括法について

地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進するとともに、第30次地方制度調査会答申（平成25年6月25日）で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を推進するため、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）を踏まえ、関係法律の整備を行うもの。

（63法律を一括改正）

（参考）

- ・第1次一括法（平成23年4月成立） — 地方に対する規制緩和
- ・第2次一括法（平成23年8月成立） — 地方に対する規制緩和、都道府県から基礎自治体への事務・権限の移譲
- ・第3次一括法（平成25年6月成立） — 地方に対する規制緩和、都道府県から基礎自治体への事務・権限の移譲

2. 改正内容

国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

【例】

- ・看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等
（10条等）
- ・商工会議所の定款変更の認可（38条）
- ・自家用有償旅客運送の登録・監査等（44条）

都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等

【例】

- ・県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員の定数の決定、市町村立小中学校等の学級編制基準の決定
（5条等）
- ・病院の開設許可（17条）
- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の決定（45条）

3. 施行期日

平成27年4月1日（体制整備に特に時間を要するものについては個別に定める日）

個性を活かし自立した地方をつくる

～地方分権改革の総括と展望(ポイント)～

- 地方分権改革は、平成5年衆参両院の「地方分権の推進に関する決議」を起点に、**20年を経過**
- 第1次安倍内閣で設置した地方分権改革推進委員会の勧告事項について、一通り検討を行い、数多くの改革を実現
 - … 権限移譲等(国→地方 66事項(実施率69%)、都道府県→市町村 113事項(67%)、義務付け・枠付けの見直し(975事項(74%))

新たなステージにおける地方分権改革

- **従来からの課題への取組に加え、地方の「発意」と「多様性」を重視した改革を推進**
 - ・ 地方に対する権限移譲・規制緩和の提案を募る「**提案募集方式**」を開始
(募集期間 5月20日～7月15日)
 - ・ 権限移譲に当たり、「**手挙げ方式**」を導入
 - ・ 地方分権改革有識者会議の「**専門部会**」を活用して、議論を深掘り
- **優良事例集の作成、SNSの活用や全国シンポジウムの新規開催(6月30日)等により、情報発信を強化**
 - ・ 国民が地方分権改革の成果を実感することで改革の推進力に

地方分権改革における「提案募集方式」の概要

(「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」を平成26年4月30日に地方分権改革推進本部で決定)

1 提案の対象

- ①地方公共団体への事務・権限の移譲(全国一律の移譲が難しい場合には、手挙げ方式の提案も可。)
- ②地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し)
 - ※ 従来の委員会勧告で対象外としていた事項も提案可能(本府省の事務・権限の移譲、補助要綱に基づく規制緩和など)

2 提案主体

- ①都道府県、市区町村 ②一部事務組合、広域連合 ③地方六団体等(共通課題を有する複数の団体等も含む)

3 スケジュール

- 5月20日～7月15日 提案主体からの提案募集を受付
 - ・ 制度改正の必要性(制度改正による効果、現行制度の具体的支障事例など)等を示して提案するよう求める。
- 7～11月 政府における検討
 - ・ 受け付けた提案は内閣府が実現に向けて関係府省と調整。関係府省と提案団体との間のやり取りを重ねる。
 - ・ 地方分権改革有識者会議又は専門部会で集中的に調査・審議。
- 12～3月 対応方針の決定
 - ・ 年末までに対応方針を地方分権改革推進本部決定及び閣議決定。
 - ・ 通常国会に所要の法律案を提出。

※ 提案内容、提案団体と関係府省とのやり取り、最終的な調整結果等は、内閣府のホームページで公表。

平成26年の地方分権改革に関する提案募集方式に係る取組状況

4月30日 地方分権改革推進本部(本部長:安倍内閣総理大臣)「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」を決定

5月20日～7月15日 提案募集受付

8～10月 地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会(14回開催 合計約85時間)
提案団体、地方三団体、各府省からのヒアリング、対応方針に関する中間取りまとめの検討など
<5～1月 農地・農村部会(10回開催 合計約20時間)>

10月29日 地方分権改革有識者会議「平成26年の地方からの提案に関する当面の方針」(中間取りまとめ)を決定

11～1月 関係府省との調整

1月9日 国と地方の協議の場

1月15日 地方分権改革有識者会議 対応方針案の了承

1月30日 地方分権改革推進本部・閣議 対応方針の決定

今通常国会 法律改正により措置すべき事項については、所要の一括法案を提出

まち・ひと・しごと創生法の概要

目的（第1条）

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生（※）に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

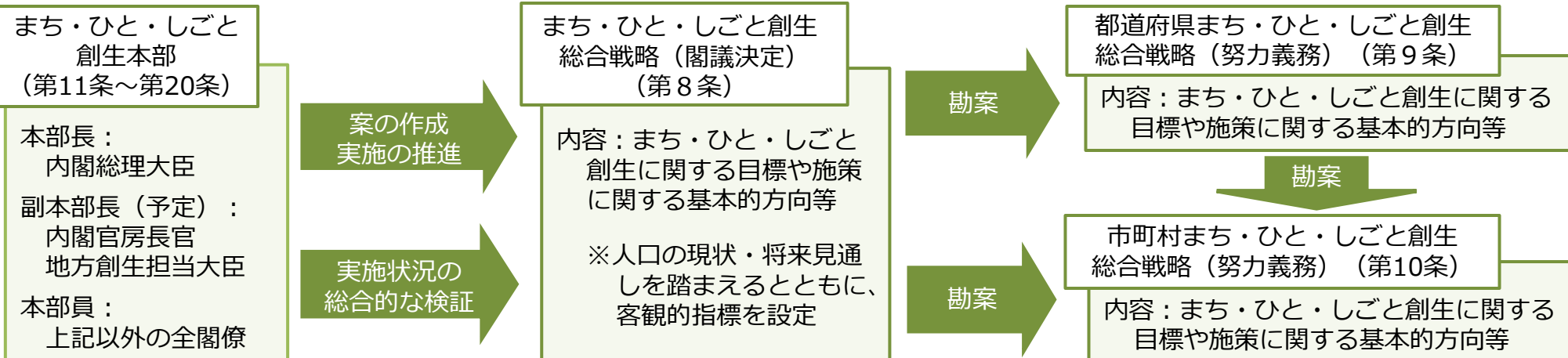
ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

基本理念（第2条）

- ①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備
- ②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保
- ③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備

- ④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備
- ⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出
- ⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る
- ⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める



施行期日：公布日（平成26年11月28日）。ただし、創生本部・総合戦略に関する規定は、平成26年12月2日。

地方創生における地方分権改革の位置付け

まち・ひと・しごと創生長期ビジョンー国民の「認識の共有」と「未来への選択」を目指してー(平成26年12月27日閣議決定)

Ⅲ. 目指すべき将来の方向

2. 地方創生がもたらす日本社会の姿

(1) 自らの地域資源を活用した、多様な地域社会の形成を目指す。

(中略) 地方創生においては、人口拡大期のような全国一律のキャッチアップ型の取組ではなく、それぞれの地方が、独自性を活かし、その潜在力を引き出すことにより多様な地域社会を創り出していくことが基本となる。そのためには、地方自らが、将来の成長・発展の種となるような地域資源を掘り起こし、それらを活用していく取組を息長く進めていく必要がある。地域に「ないもの」ではなく、「あるもの」を探していくことや、「ないもの」をチャンスととらえ、チャレンジしていくことが重要となる。また、地方の自主性・自立性を高め、分権型社会を確立することもその基盤となる。

まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)

Ⅳ. 国家戦略特区・社会保障制度・税制・地方財政等

(カ) 地方分権

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生において極めて重要なテーマである。

このため、国から地方への権限移譲や規制緩和に関する地方からの提案について最大限の実現を図るなど制度改正を強力に進めていくとともに、改革成果の情報発信や優良事例の展開等を図っていく。

◎創意工夫により魅力あふれる地域をつくる地方分権改革の推進(農地転用許可に関する制度等地方6団体要望への対応)

農地転用に係る事務・権限については、地方公共団体がその役割を適切に担えるよう、地方の意見を踏まえつつ、2014年度内に、農地の確保のための施策の在り方等とともに農地転用事務の実施主体や国の関与等の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(参考) 平成27年1月9日 国と地方の協議の場 安倍晋三内閣総理大臣挨拶 抜粋

地方分権改革の推進は、地方創生の極めて重要なテーマです。地方から多種多様な提案を数多くいただいておりますが、政府としても積極的に受け止め、できる限り実現すべく調整を行っているところです。速やかに、政府としての対応方針を取りまとめていく考えです。

平成27年1月30日

地方からの提案に関する対応方針別の分類状況

対応方針 区分					小計 (A)	実現でき なかった もの (B)	合計 (C) =A+B	実現・対応の割合 (A)/(C)		
		提案の 趣旨を 踏まえ 対応	うち手挙げ 方式に より実現	現行規定 で対応可 能				対応方針 a	H26.10時点 b	割合の向上 a - b (ポイント)
類型① 新規事項等	重点事項(有識者会議で ヒアリング等を行った事項)	121	7	16	137	26	163	84.0%	43.6%	+40.4
	重点事項以外	87	0	61	148	157	305	48.5%	33.8%	+14.7
	小計	208	7	77	285	183	468	60.9%	37.1%	+23.8
	うち、補助要綱等に係る規制緩和	28	0	17	45	53	98	45.9%	27.9%	+18.0
類型②	農地・農村部会で 議論する事項	55	0	1	56	11	67	83.6%	5.9%	+77.7
①+② 合計		263	7	78	341	194	535	63.7%	33.2%	+30.5

平成27年1月30日

地方からの提案に関する対応方針別の分類状況

区分		対応方針			小計 (A)	実現でき なかった もの (B)	合計 (C) =A+B	実現・対応の割合 (A)/(C)			(参考) 集計除外		
		提案の 趣旨を 踏まえ 対応	うち手挙げ 方式に より実現	現行規定 で対応可 能				対応方針 a	H26.10時点 b	割合の向上 a - b (ポイント)			
類型① 新規事項等	重点事項(有識者会議で ヒアリング等を行った事項)	121	7	16	137	26	163	84.0%	43.6%	+40.4	2	2	0
	重点事項以外	87	0	61	148	157	305	48.5%	33.8%	+14.7	32	26	6
	小計	208	7	77	285	183	468	60.9%	37.1%	+23.8	34	28	6
	うち、補助要綱等に係る規制緩和	28	0	17	45	53	98	45.9%	27.9%	+18.0	16	10	6
類型②	農地・農村部会で 議論する事項	55	0	1	56	11	67	83.6%	5.9%	+77.7	13	13	0
①+② 合計		263	7	78	341	194	535	63.7%	33.2%	+30.5	47	41	6
類型③	これまでに議論されてきて おり、その後の情勢の変化 等のない事項	129	2	25	154	177	331	46.5%	11.2%	+35.3	22	13	9
(参考)①+②+③		392	9	103	495	371	866	57.2%	24.7%	+32.5	69	54	15
うち、補助要綱等に係る規制緩和		28	0	17	45	53	98	45.9%	27.9%	+18.0	16	10	6

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針【概要】

<平成27年1月30日 閣議決定>

1. 基本的考え方

- 地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入
- 地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進
- 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマ

2. 一括法案等の提出

- 法律改正事項については、一括法案等を平成27年通常国会に提出することを基本
- 現行規定で対応可能な提案については、地方公共団体に対する通知等により明確化
- 引き続き検討を進めるものについては、適切にフォローアップを行い、逐次、地方分権改革有識者会議に報告

3. 移譲に伴う財源措置その他必要な支援

- 移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、地方税、地方交付税や国庫補助負担金等により、確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施

主な見直し事項(提案募集方式の成果)

1. これまでの懸案が実現したもの

- ・農地の総量確保のための仕組みの充実及び農地転用許可の権限移譲等
- ・都道府県内で水利調整が完結する水道事業等の認可権限等の国から都道府県への移譲(手挙げ方式による移譲)
- ・事務処理特例制度により開発許可権限を有する市町村に係る都道府県開発審査会の運用見直し

2. 地域の具体的事例に基づくもの

- ・道の駅における電気自動車の充電インフラ整備に関する道路占用許可基準の明確化
- ・マイナンバー利用事務の拡大(特定優良賃貸住宅に係る事務を追加)
- ・都市公園の廃止が可能である「公益上特別の必要がある場合」の明確化
- ・麻薬小売業者間の医療用麻薬の譲渡に係る許可権限等の都道府県への移譲

3. 地方創生、人口減少対策に資するもの

- ・国際ビジネス機の入りに係るCIQ業務の臨機応変な対応
- ・医薬品製造販売等の地方承認権限の範囲拡大
- ・三大都市圏の一部に限り、保育所の居室面積に関する基準に係る規定を「標準」としている措置を平成31年度末まで5年間延長
- ・企業立地促進のための基本計画の同意に係る事前審査・事前協議の原則廃止等
- ・水素ステーションの設置(都道府県知事の許可等)に係る規制改革

4. 委員会勧告方式が対象としていなかったもの

- (1)手挙げ方式による権限移譲
 - ・消費者安全法に基づく事業者に対する報告徴収・立入調査等の対象区域の拡大
- (2)政省令、通知等に基づく義務付け・枠付けの見直し
 - ・介護認定審査会委員の任期の条例委任

農地転用許可に係る権限移譲等について（概要）

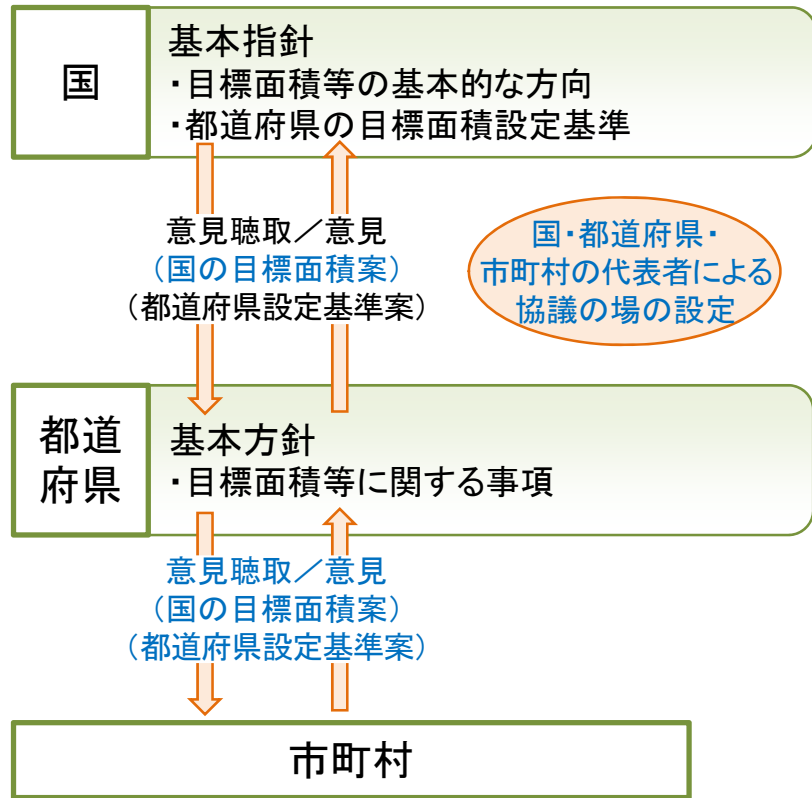
地方分権改革推進本部(第7回会合)
(平成27年1月30日)資料

農地の総量確保のための仕組みの充実

- 国と地方が政策目標を共有し、相互に協力して実効性のある目標管理の仕組みを構築
 - ・ 地域における農地の実情を反映(市町村の参画)
 - 市町村の意見聴取手続きの創設
 - 地方六団体提言の検証 など
 - ・ 国と地方の十分な議論を担保
 - 国・都道府県・市町村の協議の場を設定 など

農地転用許可の権限移譲等

- 農地転用許可に係る事務・権限は、農地を確保しつつ、地域の実情に応じた主体的な土地利用を行う観点から、地方に移譲等
 - ・ 2～4haの農地転用に係る国協議は廃止
 - ・ 4ha超の農地転用に係る事務・権限は、国との協議を付した上で、都道府県(下記の指定市町村にあっては、当該指定市町村)に移譲
 - ・ 農地転用許可制度を適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしている大臣が指定する市町村に都道府県と同様の権限を移譲



※上記過程の中で、地方六団体提言の実効性を検証し、今後の制度設計の議論に反映

〔青字は、今回の見直し内容を記載〕

	現行制度	見直し後
4ha超	国	都道府県 ※国協議 (法定受託事務)
4ha以下 2ha超	都道府県 ※国協議 (法定受託事務)	都道府県 (自治事務)
2ha以下	都道府県 (自治事務)	都道府県 (自治事務)

指定市町村

○都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付けの在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討

○権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換を踏まえ、必要に応じ転用基準の明確化等を行うとともに、事例集の作成など制度の適正な運用に資する支援